

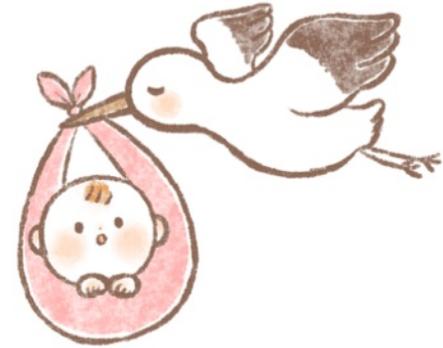
保護者各位

出産予定日の6週間前の月から標準認定への変更が可能です。

変更する前の月の20日頃までに手続きをお願いします。

また、出産されましたら産後8週間で短時間認定への変更手続きが必要になりますので、子育て応援課に認定変更の届けを出してください。

園の市への申請書類や、延長保育にも関わりますので必ず忘れずに市役所で手続きをお願いします。



(例) 出産予定日 3月10日の場合

認定変更 手続き月 12月20日頃 までに市役所へ	出産予定日 6週間前 1月27日	出産予定日 3月10日	出産日 3月12日	出産日の8週間後 5月7日 認定変更手続き月 5月20日頃までに市役所へ
現状認定 ～12月	妊娠・出産 標準認定期間： 1月～5月			産休 短時間認定： 6月～ 出産日より1年間

妊娠され
たらまず
手続き
です

産休明け
る前に手
続きです

もともと標準認定の方でも“保育を必要とする事由”が就労から妊娠・出産に変更手続きが必要です。

きたかづみ認定こども園